

熊本県公報

第 1 1 3 8 2 号
平成 18 年 3 月 17 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 救急医療機関に関する認定……………(地域医療推進課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更……………(森林保全課) 2
- "……………(") 2
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 2
- "……………(") 3
- 保安林の指定……………(森林保全課) 3
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………(森林保全課) 4
- 字の区域の決定……………(市町村総室) 4
- "……………(") 4
- あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定……………(") 8
- 熊本県私立学校審議会委員の定数等の廃止……………(私学文書課) 8
- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報……………(") 9
- 保安林の指定の解除の予定……………(森林保全課) 9

公 告

- 土地改良区役員の住所変更……………(農村計画課) 9
- 県営土地改良事業計画の決定……………(") 10
- "……………(") 10
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(") 10
- "……………(") 11
- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 12
- "……………(") 12
- "……………(") 13
- "……………(") 13

登 載 依 頼

- 熊本県道路交通規則の一部を改正する規則……………(警察本部交通規制課) 13
- 交通信号制御システム保守委託……………(") 14
- 交通情報収集システム保守委託……………(") 16
- 交通情報提供システム保守委託……………(") 18
- サブセンター・ミニセンター信号施設保守委託……………(") 20
- 交通流監視テレビシステム保守委託……………(") 22
- 高速走行抑止システム保守委託……………(") 24
- 宇城地域保健医療推進協議会の開催……………(宇城地域保健医療推進協議会) 25

告 示

熊本県告示第 274 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 18 年 3 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
三森循環器科・呼吸器科病院	山鹿市大橋通 1204 番地	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで
山鹿整形外科産婦人科医院	山鹿市山鹿 523 番地	平成 18 年 5 月 2 日から 平成 21 年 5 月 1 日まで

熊本県告示第275号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定
 施業要件を変更する。
 平成18年3月17日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県玉名郡玉東町大字上木葉字奥野1220、大字浦田字造り道263
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに玉東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第276号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定
 施業要件を変更する。
 平成18年3月17日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県玉名郡和水町蜻浦字田ノ頭1435、1437の1から1437の3まで、字戸ノ上1463の1、1463の5から1463の7まで
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区
 域を変更する。
 その関係図面は、平成18年3月17日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一
 般の縦覧に供する。
 平成18年3月17日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
一般 国道	445号	八代市泉町葉木	前	6.5	1,328.5	国道改	
		同所	50番2地先から	後			41.5
一般 県道	坂瀬川御 領線		天草郡五和町大字御領字重ノ丸	前	3.4		1,737.8
		同大字	字新町	後	14.0		
同大字	同大字		12161番地先まで	前	11.0	1,021.8	
		天草郡五和町大字御領字重ノ丸	後	53.8			

		1433 番 8 地先まで			
		天草郡五和町大字御領字重ノ丸			
		2167 番 4 地先から	後	11.0	1,021.8
		同大字 字境ノ松		～	
		1433 番 8 地先まで		53.8	

2 区域変更する期日 平成 18 年 3 月 17 日

熊本県告示第 278 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	清和砥用 線	上益城郡山都町大字目丸字上前川	前	4.2	109.0	緊道整
		1030 番 地先から	～	8.0		
		同字	後	6.9	109.0	
		1031 番 1 地先まで		31.0		
"	益城菊陽 線	熊本市石原二丁目	前	7.0	293.7	
		947 番 2 地先から	～	16.0		
		同所	後	11.5	293.7	
		865 番 2 地先まで		19.0		
"	熊本菊陽 線	菊池郡菊陽町大字原水	前	24.0	20.2	廃道処分
		941 番 地先から	～	14.2		
		同大字	後	14.6	20.2	
		941 番 地先まで				

2 区域変更する期日 平成 18 年 3 月 17 日

熊本県告示第 279 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 18 年 3 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県牛深市二浦町亀浦字善賀 3638 の 1、3643、3647、3647 の 2、3649 の 1、3650 の 1、3655 の 1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに

牛深市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第280号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年3月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県玉名郡和水町蜻浦字田ノ頭1435、1437の1から1437の3まで、字戸ノ上1463の1、1463の5から1463の7まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに和水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨菊池市長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年3月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の 大字名	変更前の 字名	区 域	変更後の 大字名	変更後の 字名
矢護川	一辻	4の2及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部	旭志尾足	面ノ平
矢護川	一辻	8の3、8の4、9の2、24の2、24の3及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに旭志尾足字上明字田20、21の1、21の2に隣接する道路である国有地の全部	旭志尾足	上明字田
矢護川	一尾刈	51の2、53の3、54の3から54の5まで、59の3及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	旭志尾足	上明字田
旭志尾足	面ノ平	87の1の一部、87の2	旭志尾足	上明字田

熊本県告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨大津町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年3月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の 大字名	変更前の 字名	区 域	変更後の 大字名	変更後の 字名
旭志尾足	上明字田	21の3、21の4	矢護川	一辻
旭志尾足	面ノ平	87の4、88の2	矢護川	一辻
矢護川	二辻	220の一部、221の1の一部	矢護川	一辻
矢護川	一辻	17の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	二辻
矢護川	一ノ迫	167の一部、168の一部	矢護川	二辻
矢護川	西門出	233の一部、234、236の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	二辻

矢護川	二尾刈	114の1から114の3まで、115の1、115の2の一部、115の3から115の5まで、116の1の一部、116の2、162の一部、164の1の一部、164の2、165の3及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部並びに113の1に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	一尾刈
矢護川	二辻	214の1の一部、214の3の一部、215の1から215の3まで、216の1から216の3までの各一部、219の1の一部、219の2、219の3、220の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	一尾刈
矢護川	二辻	202の一部、203の一部	矢護川	西門出
矢護川	西門出	235から237までの各一部	矢護川	一ノ迫
矢護川	中門出	486から489まで、492の1、492の2、493から495まで及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	一ノ迫
矢護川	三辻	542、546の1、546の2、547の一部、547の2の一部、549の一部、550の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	一ノ迫
矢護川	一尾刈	37の2の一部、44の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	二尾刈
矢護川	一ノ迫	166の1から166の3まで、167の一部、168の一部、169の1、170の一部、173の一部、174の一部、175の1、175の2、176の2、177から179までの各一部、180の1、181の一部、182の1、183の1の一部、182の4の一部、183の2の一部、187の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	矢護川	二尾刈
矢護川	二辻	213の一部、214の1の一部、214の3の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	二尾刈
矢護川	二ノ迫	583の1の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに字三尾刈594の2に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	二尾刈
矢護川	三尾刈	594の2の一部、596の一部、597の一部、601の一部、602の1の一部	矢護川	二尾刈
矢護川	二尾刈	119の一部、120の1の一部、121の一部、122の一部、124の1の一部、124の2、125の2、129から131までの各一部、143の一部、153の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	二南迫
矢護川	三尾刈	602の1の一部、607の1の一部、608の1の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	矢護川	二南迫
矢護川	三南迫	623の2及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部並びに623の1に隣接する道路、水路である国有地の全部、字二南迫96の2に隣接する水路である国有地の全部、字三尾刈608の1に隣接する水路である国有地の全部	矢護川	二南迫
矢護川	中門出	516から521まで、522の1、522の2、523の1、523の2、524及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	三辻
矢護川	二ノ迫	573の1の一部、573の2の一部、574から576まで、577の一部、578の一部、580の一部、581の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに字三辻572に隣接する道路である国有地の一部	矢護川	三辻
矢護川	四尾刈	771の1の一部、771の2、772の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部	矢護川	三辻

矢護川	四ツ辻	853の1の一部、853の2の一部並びに852に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	三辻
矢護川	二尾刈	143の一部	矢護川	三尾刈
矢護川	一ノ迫	182の4の一部、183の2の一部	矢護川	三尾刈
矢護川	三辻	550の一部、556の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	三尾刈
矢護川	二ノ迫	579の1の一部、579の2、580の一部、581の1の一部、581の3、583の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	矢護川	三尾刈
矢護川	三南迫	621の1の一部、621の2の一部、622及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	三尾刈
矢護川	四尾刈	753の一部、765の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	三尾刈
矢護川	二ノ迫	577の一部、578の一部、579の1の一部、580の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	四尾刈
矢護川	三尾刈	604の一部、605の1の一部、605の2の一部、605の3、607の1の一部、610の3の一部、610の4の一部、610の5及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字三南迫620の1に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	四尾刈
矢護川	三南迫	611の一部、612、613の一部、614の一部、616、617、618の1、618の2、619、620の1、620の2、621の1の一部、621の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	四尾刈
矢護川	中宮上	624の16、624の17、624の23、624の25、624の27、641の1、641の2、642の1の一部、642の2の一部、642の3、643の1から643の3までの各一部、643の4、644の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	矢護川	四尾刈
矢護川	東宮上	655の3の一部、656の3の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	矢護川	四尾刈
矢護川	四南迫	740の2の一部、741の2の一部及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	矢護川	四尾刈
矢護川	五尾刈	777の1、777の3の一部、777の5、777の6の一部、779の1の一部、779の4の一部、784の1の一部、784の2の一部	矢護川	四尾刈
矢護川	三ノ迫	832の3の一部、832の4、833の一部、836から838までの各一部、841の一部、842の一部、843の1の一部、845の一部、846の1の一部、846の2の一部、849から851までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	四ツ辻
矢護川	東門出	908の一部、910、916、920の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	四ツ辻
矢護川	二ノ迫	573の1の一部、573の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部	矢護川	三ノ迫
矢護川	四尾刈	770の一部、771の1の一部、772の1の一部、772の2、774の1の一部、774の2、774の3、775の3及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	三ノ迫

矢護川	五尾刈	777 の 2、777 の 3 の一部、777 の 6 の一部、778 の 1、778 の 2、779 の 1 の一部、779 の 2、779 の 3 の一部、779 の 4 の一部、779 の 5、780、819 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部並びに字三ノ迫 840 の 2 に隣接する道路である国有地の一部	矢護川	三ノ迫
矢護川	下ノ原	1438 の 1 の一部、1439、1440 の 1 の一部、1440 の 2、1444 の 1 の一部、1444 の 2、1445 の一部、1469 の 1 の一部、1469 の 2、1470 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	三ノ迫
矢護川	四南迫	729 の 1、729 の 4、730、732 の 3 の一部、733 の一部、734、736 の一部、738 の一部、739 の一部、740 の 1 の一部、741 の 1 の一部、741 の 3 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部	矢護川	五尾刈
矢護川	四尾刈	742 の 2、743 の 2、756 の 1 の一部、756 の 3、757 の 1 の一部、757 の 2、758 の 1 の一部、758 の 2 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに字五尾刈 789 の 2 に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	五尾刈
矢護川	三ノ迫	823 の 1 の一部、823 の 2、831 の 1 の一部、831 の 2、832 の 2、832 の 3 の一部、833 の一部、834 の 1 の一部、834 の 2	矢護川	五尾刈
矢護川	下ノ原	1470 の一部、1471 の一部、1478 から 1482 までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	五尾刈
矢護川	三南迫	611 の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	四南迫
矢護川	東宮上	661 の一部、662 の一部、663 の 1、663 の 2 の一部、663 の 3 の一部、664 の一部、665 の 1 の一部、694 の 1 の一部、695 の 1、695 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	四南迫
矢護川	四尾刈	744 の 2 の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに字四南迫 741 の 3 に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	四南迫
矢護川	五尾刈	793 の一部、814 の 1 の一部	矢護川	四南迫
矢護川	下ノ原	1480 から 1482 までの各一部、1483 の 1 の一部、1484 から 1486 までの各一部、1523 の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	矢護川	四南迫
矢護川	三南迫	611 の一部、613 の一部、614 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	東宮上
矢護川	中宮上	642 の 1 の一部、642 の 2 の一部、642 の 4、643 の 1 から 643 の 3 までの各一部、644 の 3、645 の 3 から 645 の 5 まで、646 の 2、646 の 3、647 の 1 の一部、647 の 3 及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	東宮上
矢護川	四南迫	719 の 2 の一部、720 の一部、740 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部	矢護川	東宮上
矢護川	東宮上	686 の 1、687、687 の 1、688、689 の 1、701 の 1、701 の 2、702 の 1 から 702 の 3 まで、703 の 2、703 の 3、704、705 の 1 から 705 の 3 まで、706 の 1 から 706 の 3 まで、707 から 710 まで、712 の 1、712 の 2、713 の一部、714、715、716 の 1、716 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	下ノ原
矢護川	四南迫	717、718 の 2、725 の 1 の一部、725 の 3 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	下ノ原

矢護川	長刀	1530、1531の1の一部、1531の2、1532の一部、1535から1538までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	下ノ原
矢護川	中ノ原	1627から1630までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	下ノ原
矢護川	上ノ原	1631から1633まで、1634の一部、1636の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	下ノ原
矢護川	下ノ原	1505の一部	矢護川	上ノ原
矢護川	中ノ原	1579の一部、1581の一部、1582の一部、1600の一部、1601から1603まで、1604の1の一部、1605の1の一部、1605の2、1606の一部、1067の一部、1608、1609の一部、1616の一部、1618の一部、1619から1626まで、1627から1630までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部	矢護川	上ノ原
矢護川	下ノ原	1499の一部、1505から1511までの各一部、1512から1514まで、1515の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	矢護川	中ノ原
矢護川	長刀	1559の1の一部、1569の4の一部、1569の5の一部、1570、1571及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	矢護川	中ノ原
矢護川	上ノ原	1726の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	中ノ原
矢護川	水ノ山	1756の1の一部	矢護川	中ノ原
矢護川	東宮上	713の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部	矢護川	長刀
矢護川	下ノ原	1525の1の一部、1526から1528までの各一部、1529の4の一部	矢護川	長刀
矢護川	水ノ山	1756の一部	矢護川	長刀

熊本県告示第283号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨倉岳町長から届出があった。

平成18年3月17日

熊本県知事 潮谷 義子

あらたに生じた土地	編入する字
1 工区 天草郡倉岳町大字宮田字大宮田3925の2、3925の14、3925の13、3925の12、3925の6、3925の7、3925の8、3925の15、3925の9、3925の16、3925の10及び3925の11に隣接介在する道路、水路地先並びに2411及び2411の1に隣接する道路地先並びに2411の1に隣接する道路に隣接する無番地（堤）地先公有水面埋立地 2,305.68平方メートル	倉岳町大字宮田字大宮田

熊本県告示第284号

熊本県私立学校審議会委員の定数等を廃止する要項を次のように定める。

平成18年3月17日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県私立学校審議会委員の定数等を廃止する要項

次に掲げる要綱等は、廃止する。

- 1 熊本県私立学校審議会委員の定数（昭和25年3月15日熊本県告示第156号）
- 2 熊本県私立学校審議会委員の推薦を行う団体の届出に関する要綱（平成12年3月31日熊本県告示第338号）

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第285号

平成13年4月1日熊本県告示第279号の10（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のとおり改正する。

平成18年3月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表中

熊本県非常勤職員採用試験 (援護恩給関係)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	生活保護・援護課	を
熊本県非常勤職員採用試験 (援護恩給関係)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、2次試験受験者 に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	生活保護・援護課	に
熊本県非常勤職員採用試験 (清水が丘学園夜間指導員)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	子ども家庭福祉課	

改める。

熊本県告示第286号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成18年3月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県菊池市班蛇口字松原 1153 の 2・1159 の 3・1159 の 4・1160 の 2 から 1160 の 5 まで・1195 の 7・1195 の 8（以上9筆国有林）、1195 の 1・1195 の 2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字椎場 1196 の 4・1196 の 5・1197 の 4・1245 の 3・1246 の 4・1246 の 5・字穴川道 2696 の 4 から 2696 の 7 まで・2697 の 4・2701 の 2・2705 の 2・2705 の 4 から 1705 の 6（以上2字16筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第205号

玉名郡和水町三加和町土地改良区の役員の住所を次の通り変更した旨の届出があった。
平成18年3月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役 職	氏 名	新 住 所	旧 住 所
理事	金 栗 孝 義	玉名郡和水町中林 543 番地	玉名郡三加和町大字中林 543 番地
"	福 原 宗 茂	玉名郡和水町和仁 126 番地	玉名郡三加和町大字和仁 126 番地
"	森 田 則 秋	玉名郡和水町野田 1333 番地	玉名郡三加和町大字野田 1333 番地
"	横 手 謙 介	玉名郡和水町岩 257 番地	玉名郡三加和町大字岩 257 番地
"	福 山 喬 二	玉名郡和水町平野 856 番地	玉名郡三加和町大字平野 856 番地

理事	松 下 忠 利	球磨郡多良木町大字久米 976
"	稲 田 久	球磨郡水上村大字岩野 1052
"	永 田 市 雄	球磨郡湯前町 4057-1
"	針 馬 力 盛	球磨郡多良木町大字多良木 1743
"	幸 野 文 生	球磨郡水上村大字岩野 182-1
監事	内 田 清一郎	球磨郡水上村大字岩野 664
"	岩 本 幾 生	球磨郡多良木町大字多良木 2067-2
"	森 山 昭 敏	球磨郡湯前町 3053
就任		
理事	中 島 裕	球磨郡湯前町 993
"	蓑 田 敏 次	球磨郡湯前町 3075-1
"	横 矢 栄 次	球磨郡湯前町 4762-2
"	尾 方 篤 義	球磨郡湯前町 1769-3
"	那 須 利 幸	球磨郡湯前町 2502
"	荒 川 廣 文	球磨郡湯前町 2047-1
"	森 保 孝	球磨郡湯前町 3108-1
"	西 岩 人	球磨郡湯前町 4352
"	東 朝 生	球磨郡多良木町大字多良木 1288-2
"	湯 前 健 二	球磨郡多良木町大字多良木 1086
"	中 岡 守	球磨郡多良木町大字久米 726-2
"	稲 田 久	球磨郡水上村大字岩野 1052
"	永 田 市 雄	球磨郡湯前町 4057-1
"	針 馬 力 盛	球磨郡多良木町大字多良木 1743
"	幸 野 文 生	球磨郡水上村大字岩野 182-1
監事	内 田 清一郎	球磨郡水上村大字岩野 664
"	岩 本 幾 生	球磨郡多良木町大字多良木 2067-2
"	森 山 昭 敏	球磨郡湯前町 3053

熊本県公告第 209 号

球磨郡山江村川辺川総合土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 18 年 3 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

退任		
理事	尾 崎 正 光	人吉市上原田町 1537
"	中 村 一 穂	球磨郡錦町大字木上東 599-1
"	中 村 隼 人	球磨郡錦町大字木上北 1585
"	東 日 出 邦	球磨郡多良木町大字多良木 163-1
"	椎 葉 鉄 己	球磨郡多良木町大字黒肥地 3259-9
"	桑 原 毅 紀	球磨郡あさぎり町須恵 6
"	北 川 一 之	球磨郡あさぎり町須恵 2956
"	田 原 修 太	球磨郡あさぎり町深田北 1086
"	吉 松 一 郎	球磨郡あさぎり町深田西 2323
"	赤 坂 英 二	球磨郡相良村大字川辺 210-9
"	稲 留 貢	球磨郡山江村大字山田乙 939
"	久保山 紳 生	球磨郡山江村大字山田丙 952
"	上 村 司	球磨郡山江村大字山田丙 510
"	湊 上 憲 男	人吉市下青井町 58-2
"	園 田 耕 輔	球磨郡錦町大字西 997-6

理事	那 須 孝 人	球磨郡多良木町大字久米 433
"	犬 童 卓一郎	球磨郡あさぎり町上南 2893
"	矢 上 雅 義	球磨郡相良村大字川辺 4847
"	内 山 慶 治	球磨郡山江村大字山田乙 503
監事	三 川 時 則	球磨郡山江村大字山田丁 989-1
"	田 原 茂 久	球磨郡あさぎり町須恵 7047
"	桑 原 十 郎	球磨郡錦町大字上東 175-2
就任		
理事	尾 崎 正 光	人吉市上原田町 1537
"	中 村 一 穂	球磨郡錦町大字木上東 599-1
"	中 村 隼 人	球磨郡錦町大字木上北 1585
"	東 日 出 邦	球磨郡多良木町大字多良木 163-1
"	椎 葉 鉄 己	球磨郡多良木町大字黒肥地 3259-9
"	五 嶋 政 一	球磨郡あさぎり町須恵 2663
"	北 川 一 之	球磨郡あさぎり町須恵 2956
"	田 原 修 太	球磨郡あさぎり町深田北 1086
"	吉 松 一 郎	球磨郡あさぎり町深田西 2323
"	赤 坂 英 二	球磨郡相良村大字川辺 210-9
"	稲 留 貢	球磨郡山江村大字山田乙 939
"	久保山 紳 生	球磨郡山江村大字山田丙 952
"	上 村 司	球磨郡山江村大字山田丙 510
"	瀧 上 憲 男	人吉市下青井町 58-2
"	園 田 耕 輔	球磨郡錦町大字西 997-6
"	松 本 照 彦	球磨郡多良木町大字槻木 153、148、154-1
"	犬 童 卓一郎	球磨郡あさぎり町上南 2893
"	高 田 義 弘	球磨郡相良村大字四浦西 1915
"	内 山 慶 治	球磨郡山江村大字山田乙 503
監事	三 川 時 則	球磨郡山江村大字山田丁 989-1
"	田 原 茂 久	球磨郡あさぎり町須恵 7047
"	桑 原 十 郎	球磨郡錦町大字木上東 175-2

熊本県公告第 210 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 3 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 2 月 17 日
- 2 名称
特定非営利活動法人環境と福祉を結ぶ会グループ・エコ
- 3 代表者の氏名
窪 一己

- 4 主たる事務所の所在地
水俣市浜町三丁目 2 番 7 号

- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域に住む障害者が街に出て健常者と共に集い、働き、自立して地域で暮らすことを目指し、企業、事業所等のリサイクル、清掃・管理等の委託事業や自らの生産、販売等の作業をとおし、働く喜びや技術の習得、機能訓練や種々の福祉活動を介し、社会参加や就労を促進させ、社会福祉に基づく地域づくりに寄与することを目的とする。

熊本県公告第 211 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成18年2月17日
- 2 名称
特定非営利活動法人ふくろうネット
- 3 代表者の氏名
松本 秀藏
- 4 主たる事務所の所在地
玉名市中4番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、子どもや青少年さらに高齢者まで広く一般市民を対象として、福祉、環境教育、子どもの健全育成等に関する交流や体験及び学習の機会を提供する事業などを行い、社会教育を推進し、企業を含めた市民が一体となって将来の社会づくりの活動を行うことを促し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第212号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成18年2月28日
- 2 名称
NPO 法人やすらぎ福祉会
- 3 代表者の氏名
赤木 健利
- 4 主たる事務所の所在地
菊池郡菊陽町津久礼沖野 3057-12
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域で生活し、働くことを希望する障害者の権利を守り、障害や疾病の軽重に関わらず、一人ひとりがその役割を担い社会に参加することを目指し、この活動を通じて障害者の生活、地域社会の文化的また、経済的な向上を図ることを目的とする。

熊本県公告第213号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成18年3月2日
- 2 名称
特定非営利活動法人ハーヴェスト
- 3 代表者の氏名
古賀 信弘
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市保田窪一丁目1番33号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域資源を利活用しながら食料安定供給や国土・自然環境の保全・文化の伝承など重要な役割を担ってきた我が国の農山村地域等が今後も国際経済や国内産業の構造再編など様々な環境に対応しながら持続的に発展・維持するために、効率的かつ安定的な農林水産業経営を主とした経済活動の活性化そして、さらに著しくなる高齢化の進展に対応した福祉の充実と新たなコミュニティの醸成を図ることを通じて、よりよい地域社会を形成し、農山村等の振興・発展に寄与することを目的とする。

登載依頼

熊本県公安委員会規則第4号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月17日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則
熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正

する。

第22条に次の1号を加える。

(11) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験をすること。

別表第1の2一般国道3号の項中「八代市東片町202番1」を「水俣市大字袋字帽子3212番1」に改め、同表一般国道3号八代日奈久道路の項中「八代日奈久道路」を削り、「八代市日奈久平成町1番2」を「葦北郡芦北町田浦字四反田672番1」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県警察本部交規公告第169号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年3月10日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
交通信号制御システム保守委託
- (2) 業務内容
交通信号制御システム保守委託業務
- (3) 契約期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 業務実施場所
交通信号制御システム中央装置及び熊本市飛田交差点等449ヶ所の信号施設

2 入札参加資格

次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 平成14年6月26日熊本県公示第516号により告示された入札参加資格審査要綱に基づき「信号機保守」の入札参加資格を有すると認められるもので、かつ、平成16年度以降、交通安全施設保守委託の同程度の実績がある者
- (2) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年10月18日告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、再生計画認可決定を受けていること。

3 入札参加申請方法及び時期

- (1) 申請の方法
警察本部長が指定する一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)に次の書類を添付し、次の(2)の場所に直接又は郵送(書留郵便により、平成18年3月20日まで必着)により提出するものとする。
○ 2の(1)を証明する書類の写し
- (2) 申請書の配布、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話096-381-0110 内線5233
- (3) 申請書の受付期間
平成18年3月10日(金)から平成18年3月20日(月)までの、それぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (4) 確認結果の通知及び契約方法の決定
郵送により通知する。
- (5) 参加資格有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成18年3月31日までとする。

4 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、4の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話096-383-1111 内線6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年3月10日(金)から平成18年3月16日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札期日まで随時受け付けるが、この場合には、資

- 格審査が前記3(3)に間に合わないことがある。
- 5 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-0110 内線 5233
- (2) 入札説明書の交付
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 交付期限は、平成18年3月20日までとする。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年3月24日(金) 午前10時40分
イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部 201 会議室
- (4) 入札書の提出方法
4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4の(1)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-381-0110 内線 5233
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金に関する事項
ア 入札書の提出期限までに、見積もった契約金額の100分の5以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付することとする。
イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
○ 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
○ 入札に参加しようとする者が、過去2ヶ年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
ウ 入札保証金の還付
○ 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。
○ 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後速やかに還付する。
- (3) 契約保証金に関する事項
ア 落札者は契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付することとする。
イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
○ 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
○ 過去2ヶ年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)
ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
但し、入札価格がいずれも同額であるか、若しくは最低価格者が複数いる場合は、同額者同士でくじ引きをして落札者1名を決定する。
- (6) 最低制限価格

- 設定しない。
 (7) 契約書作成の要否
 要
 (8) その他詳細は入札説明書による。

警察本部交規公告第170号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年3月10日

熊本県警察本部長 樋口 眞人

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
交通情報収集システム保守委託
 (2) 業務内容
交通情報収集システム保守委託業務
 (3) 契約期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
 (4) 業務実施場所
交通情報収集システム中央装置及び熊本市松崎等1272ヶ所の交通安全施設

2 入札参加資格

次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 平成14年6月26日熊本県公示第516号により告示された入札参加資格審査要綱に基づき「信号機保守」の入札参加資格を有すると認められるもので、かつ、平成16年度以降、交通安全施設保守委託の同程度の実績がある者
 (2) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年10月18日告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、再生計画認可決定を受けていること。

3 入札参加申請方法及び時期

- (1) 申請の方法
警察本部長が指定する一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)に次の書類を添付し、次の(2)の場所に直接又は郵送(書留郵便により、平成18年3月20日まで必着)により提出するものとする。

○ 2の(1)を証明する書類の写し

- (2) 申請書の配布、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-381-0110 内線5233
 (3) 申請書の受付期間
平成18年3月10日(金)から平成18年3月20日(月)までの、それぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 (4) 確認結果の通知及び契約方法の決定
郵送により通知する。
 (5) 参加資格有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成18年3月31日までとする。

4 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、4の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-383-1111 内線6350
 (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年3月10日(金)から平成18年3月16日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札期日まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が前記3(3)に間に合わないことがある。

5 契約条項を示す場所

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県警察本部交通規制課

郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-381-0110 内線 5233

(2) 入札説明書の交付

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 交付期限は、平成18年3月20日までとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年3月24日(金) 午前11時00分

イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部 201 会議室

(4) 入札書の提出方法

4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4の(1)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

6 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県警察本部交通規制課

郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話番号 096-381-0110 内線 5233

7 その他

(1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金に関する事項

ア 入札書の提出期限までに、見積もった契約金額の100分の5以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が确实と認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が确实と認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替書でも可)を納付することとする。

イ ① 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

② 入札に参加しようとする者が、過去2ヶ年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)

ウ 入札保証金の還付

① 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。

② 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後速やかに還付する。

(3) 契約保証金に関する事項

ア 落札者は契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が确实と認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が确实と認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替書でも可)を納付することとする。

イ ① 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証

保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

② 過去2ヶ年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)

ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

但し、入札価格がいずれも同額であるか、若しくは最低価格者が複数いる場合は、同額者同士でくじ引きをして落札者1名を決定する。

(6) 最低制限価格

設定しない。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) その他詳細は入札説明書による。

警察本部交規公告第171号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年3月10日

熊本県警察本部長 樋口 眞 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
交通情報提供システム保守委託
- (2) 業務内容
交通情報提供システム保守委託業務
- (3) 契約期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 業務実施場所
交通情報提供システム中央装置及び熊本市上南部等719ヶ所の交通安全施設

2 入札参加資格

次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 平成14年6月26日熊本県公示第516号により告示された入札参加資格審査要綱に基づき「信号機保守」の入札参加資格を有すると認められるもので、かつ、平成16年度以降、交通安全施設保守委託の同程度の実績がある者
- (2) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年10月18日告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、再生計画認可決定を受けていること。

3 入札参加申請方法及び時期

- (1) 申請の方法
警察本部長が指定する一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)に次の書類を添付し、次の(2)の場所に直接又は郵送(書留郵便により、平成18年3月20日まで必着)により提出するものとする。
 - 2の(1)を証明する書類の写し
- (2) 申請書の配布、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線 5233
- (3) 申請書の受付期間
平成18年3月10日(金)から平成18年3月20日(月)までの、それぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (4) 確認結果の通知及び契約方法の決定
郵送により通知する。
- (5) 参加資格有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成18年3月31日までとする。

4 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、4の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年3月10日(金)から平成18年3月16日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札期日まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が前記3(3)に間に合わないことがある。

5 契約条項を示す場所

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線 5233
- (2) 入札説明書の交付
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説

- 明書による。
- イ 交付期限は、平成18年3月20日までとする。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成18年3月24日(金) 午前11時20分
- イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部 201会議室
- (4) 入札書の提出方法
- 4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4の(1)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線 5233
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金に関する事項
- ア 入札書の提出期限までに、見積もった契約金額の100分の5以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付することとする。
- イ 入札に参加しようとする者が、入札保証金の納付が免除される。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
- 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- 入札に参加しようとする者が、過去2ヶ年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)
- ウ 入札保証金の還付
- 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。
- 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後速やかに還付する。
- (3) 契約保証金に関する事項
- ア 落札者は契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付することとする。
- イ 入札に参加しようとする者が、入札保証金の納付が免除される。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
- 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- 過去2ヶ年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)
- ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。
- (4) 入札の無効
- 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 但し、入札価格がいずれも同額であるか、若しくは最低価格者が複数いる場合は、同額者同士でくじ引きをして落札者1名を決定する。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) その他詳細は入札説明書による。

警察本部交規公告第172号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年3月10日

熊本県警察本部長 樋口 眞 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
サブセンター・ミニセンター信号施設保守委託
- (2) 業務内容
サブセンター・ミニセンター信号施設保守委託業務
- (3) 契約期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 業務実施場所
八代サブセンター等6ヶ所の中央装置及び八代市萩原橋北側交差点等492ヶ所の交通安全施設

2 入札参加資格

次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 平成14年6月26日熊本県公示第516号により告示された入札参加資格審査要綱に基づき「信号機保守」の入札参加資格を有すると認められるもので、かつ、平成16年度以降、交通安全施設保守委託の同程度の実績がある者
- (2) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年10月18日告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、再生計画認可決定を受けていること。

3 入札参加申請方法及び時期

- (1) 申請の方法
警察本部長が指定する一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)に次の書類を添付し、次の(2)の場所に直接又は郵送(書留郵便により、平成18年3月20日まで必着)により提出するものとする。
○ 2の(1)を証明する書類の写し
- (2) 申請書の配布、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線 5233
- (3) 申請書の受付期間
平成18年3月10日(金)から平成18年3月20日(月)までの、それぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (4) 確認結果の通知及び契約方法の決定
郵送により通知する。
- (5) 参加資格有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成18年3月31日までとする。

4 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、4の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年3月10日(金)から平成18年3月16日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札期日まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が前記3(3)に間に合わないことがある。

5 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線 5233
- (2) 入札説明書の交付

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

- イ 交付期限は、平成18年3月20日までとする。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成18年3月24日(金) 午前11時40分
- イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部 201会議室
- (4) 入札書の提出方法
- 4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4の(1)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線 5233
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金に関する事項
- ア 入札書の提出期限までに、見積もった契約金額の100分の5以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が确实と認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が确实と認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付することとする。
- イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
- 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- 入札に参加しようとする者が、過去2ヶ年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)
- ウ 入札保証金の還付
- 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。
- 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後速やかに還付する。
- (3) 契約保証金に関する事項
- ア 落札者は契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が确实と認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が确实と認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付することとする。
- イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
- 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- 過去2ヶ年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)
- ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
但し、入札価格がいずれも同額であるか、若しくは最低価格者が複数いる場合は、同額者同士でくじ引きをして落札者1名を決定する。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) その他詳細は入札説明書による。

警察本部交規公告第173号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年3月10日

熊本県警察本部長 樋口 眞人

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
交通流監視テレビシステム保守委託
- (2) 業務内容
交通流監視テレビシステム保守委託業務
- (3) 契約期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 業務実施場所
交通流監視テレビシステム中央装置及び熊本市白山等53ヶ所のカメラ

2 入札参加資格

次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 平成14年6月26日熊本県公示第516号により告示された入札参加資格審査要綱に基づき「通信施設保守」の入札参加資格を有すると認められるもので、かつ、平成16年度以降、交通安全施設保守委託の同程度の実績がある者
- (2) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年10月18日告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、再生計画認可決定を受けていること。

3 入札参加申請方法及び時期

- (1) 申請の方法
警察本部長が指定する一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)に次の書類を添付し、次の(2)の場所に直接又は郵送(書留郵便により、平成18年3月20日まで必着)により提出するものとする。
○2の(1)を証明する書類の写し
- (2) 申請書の配布、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-381-0110 内線5233
- (3) 申請書の受付期間
平成18年3月10日(金)から平成18年3月20日(月)までの、それぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (4) 確認結果の通知及び契約方法の決定
郵送により通知する。
- (5) 参加資格有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成18年3月31日までとする。

4 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、4の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-383-1111 内線6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年3月10日(金)から平成18年3月16日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札期日まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が前記3(3)に間に合わないことがある。

5 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-381-0110 内線5233
- (2) 入札説明書の交付
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 交付期限は、平成18年3月20日までとする。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年3月24日(金) 午前10時20分
イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部 201会議室
- (4) 入札書の提出方法
4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4の(1)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線 5233
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金に関する事項
ア 入札書の提出期限までに、見積もった契約金額の100分の5以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付することとする。
イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
○ 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
○ 入札に参加しようとする者が、過去2ヶ年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)
ウ 入札保証金の還付
○ 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。
○ 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後速やかに還付する。
- (3) 契約保証金に関する事項
ア 落札者は契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付することとする。
イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
○ 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
○ 過去2ヶ年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)
ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
但し、入札価格がいずれも同額であるか、若しくは最低価格者が複数いる場合は、同額者同士でくじ引きをして落札者1名を決定する。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) その他詳細は入札説明書による。

警察本部交規公告第174号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年3月10日

熊本県警察本部長 樋口 眞人

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
高速走行抑止システム保守委託
- (2) 業務内容
高速走行抑止システム保守委託業務
- (3) 契約期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 業務実施場所
高速走行抑止システム中央装置及び熊本市上南部等3ヶ所の端末装置

2 入札参加資格

次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 平成14年6月26日熊本県公示第516号により告示された入札参加資格審査要綱に基づき「通信施設保守」の入札参加資格を有すると認められるもので、かつ、平成16年度以降、交通安全施設保守委託の同程度の実績がある者
- (2) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年10月18日告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、再生計画認可決定を受けていること。

3 入札参加申請方法及び時期

- (1) 申請の方法
警察本部長が指定する一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)に次の書類を添付し、次の(2)の場所に直接又は郵送(書留郵便により、平成18年3月20日まで必着)により提出するものとする。
○2の(1)を証明する書類の写し
- (2) 申請書の配布、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-381-0110 内線5233
- (3) 申請書の受付期間
平成18年3月10日(金)から平成18年3月20日(月)までの、それぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (4) 確認結果の通知及び契約方法の決定
郵送により通知する。
- (5) 参加資格有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成18年3月31日までとする。

4 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、4の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班
郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-383-1111 内線6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年3月10日(金)から平成18年3月16日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札期日まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が前記3(3)に間に合わないことがある。

5 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-381-0110 内線5233
- (2) 入札説明書の交付
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 交付期限は、平成18年3月20日までとする。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年3月24日(金) 午前10時00分
イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部 201会議室
- (4) 入札書の提出方法
4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4の(1)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県警察本部交通規制課
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線 5233
- 7 その他
- (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金に関する事項
ア 入札書の提出期限までに、見積もった契約金額の100分の5以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が确实と認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が确实と認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付することとする。
イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
○ 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
○ 入札に参加しようとする者が、過去2ヶ年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)
ウ 入札保証金の還付
○ 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。
○ 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後速やかに還付する。
- (3) 契約保証金に関する事項
ア 落札者は契約金額の100分の10以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が确实と認める金融機関が振出し、若しくは支払保証した小切手、契約担当者が确实と認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付することとする。
イ ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
○ 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
○ 過去2ヶ年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。)
ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
但し、入札価格がいずれも同額であるか、若しくは最低価格者が複数いる場合は、同額者同士でくじ引きをして落札者1名を決定する。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約書作成の要否
要
- (8) その他詳細は入札説明書による。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成18年3月17日

宇城地域保健医療推進協議会長 水 野 秀 夫

- 1 開催日時
平成18年3月23日（木） 午後2時から4時まで
- 2 場所
松橋ホワイトパレス 3階クリスタルホールB（宇城市松橋町松橋1330-1）
- 3 議題
(1) 第4次宇城地域保健医療計画の進捗状況について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
宇城市松橋町久具400-1
宇城地域保健医療推進協議会事務局（宇城保健所総務企画課）
（電話 0964-32-1147）